

菊陽町農業委員会議事録

令和5年8月10日（木）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年8月10日（木）午後1時30分から午後2時10分

開催場所 菊陽町役場 防災センター1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|---|
| (1) 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (3) 議案第3号 | 中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について |
| (4) 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8項の規定による届出について |
| (5) 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7項の規定による届出について |
| (6) 報告第3号 | 農地改良届出について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和5年度第5回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書2ページの議案第1号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字古閑原上3724番3
地 目：畠
転用面積：1, 350 m²
転用目的は、貸駐車場への一時転用です。
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を7月31日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地で、原則転用は不可ですが、一時的な利用に供するために行うものにあたるため不許可の例外であると判断しています。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番推進委員 議案第1号の番号1について6番推進委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を置く法人で、不動産業を中心に経営されています。本申請地は本町に立地したJASMの近接地であり、工場棟の内部工事を中心に進める事業者への貸駐車場として整備する計画です。周辺に農地がありますが、建設物を伴う工事ではないため今回の転用で周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？
- ◆9番委員 一時転用案件が増えていますが、社員用でしょうか。
もう工事は終盤を迎えていると聞きます。
- 事務局 内部工事が増えているためかと思います。
- ◆9番委員 これまでの案件は、実際に使用する方が転用者となっていたかと思いますが、
転貸でも可能なのでしょうか。
- 事務局 転用において問題はありません。
- ◆6番委員 農地に復旧しなかった場合は？他の業者が使ったりするのでしょうか。
- 事務局 復旧するよう指導し続けます。復旧しないまま、他の転用申請をされても不許可となります。
- ◆9番委員 完了まで経過の確認を行いましょう。
- 事務局 分かりました。しっかり見ていきます。
- ◎議長 ほかにありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
(全員挙手) 全員賛成です。
- よって、議案第1号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
- 事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の

許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和5年7月28日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP3からP5をご覧ください。

利用権設定が3件、所有権移転が2件です。

計画要請の内容は、町内の認定農業者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆9番委員 5ページの2番は認定農家でしょうか。

■事務局 はい、ご家族で共同申請されています。

◎議長 よろしいですか？
確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和5年7月28日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP6～P7をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を

お願いします。

■事務局

本日、農政課高山参事が欠席のため代わりに補足させていただきます。
いずれも耕作者は認定農家です。
すみません、賃料の記載が漏れておりました。2番は反あたり1万円です。

なにかありませんか？
確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員賛成の場合) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP8、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条による許可不要転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆9番委員

広いですが、近隣への貸駐車でしょうか。周辺は住宅やアパートが多いので。

■事務局

貸駐車場かどうかについては確認しておりません。

ほかにありませんか？よろしいですか？
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP9、別紙報告のP4からP5をお願いします。「農地法第5条による許可不要転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

一 特に発言無し 一

よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第3号について、議案書のP10、別紙報告のP6からP7をお願いします。「農地改良届出」であります。件数は1件で申請地、改良内容は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上です。

◎議 長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

■事務局

補足です。この方は、町内の認定農家です。

この農地は、一昨年まで耕作放棄地で、砂利が入った無断転用でもありました。しかし、所有者が伐根等して、やっと今回耕作者が見つかったものであります。まだ砂利も入っているため、天地返しされるとのことです。また、作物はエルダーフラワーという永年作物のため、所有者ともう一度話し合いを行うようお伝えしております。

◎議 長

なにかありませんか？よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時10分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 5 年 8 月 10 日

会長

議事録署名人

議事録署名人